



そらいろ通信 8月

マイナンバーも安心！当事務所は電子申請でお手続きしています

◆業務ご案内◆

- ・労務管理・年金等のご相談
- ・給与計算・年末調整
- ・就業規則・諸規程のご相談・作成
- ・人事・賃金制度に関するご提案
- ・労働・社会保険のご相談・事務・請求手続き
- ・労災に関するご相談・請求手続き

◆営業時間ご案内◆

- ・月曜日～金曜日（祝日を除く）9時～17時



長引いた梅雨がようやく終わり、酷暑が続いております。皆さまいかがお過ごしでしょうか。

緊急事態宣言が解除され、一旦は下火になったコロナも、前回を超えて拡大し続けており、不安な毎日です。

今月号は、会社としてとしての安全配慮義務についてまとめてみました。厳しい業界の方もいらっしゃいますし、医療の現場でもワクチン等の開発含め、総動員です。私たちもできることをしながら、何とか踏ん張りたいです。



～パート・アルバイト 時給相場～

職種	平均値	最頻値	調査対象地域
食料品 販売員	1,000	1,000	大阪市内
	922	900	神戸市

【アイデム人と仕事研究所より】
対象期間：2019年3月～2020年2月
データ数：965,877件

★8月のお仕事カレンダー★



8/11	● 7月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付
8/31	● 7月分健康保険料・厚生年金保険料の納付 ● 6月決算法人の確定申告と納税・12月決算法人の中間申告と納税(決算応当日まで) ● 9月・12月・翌年3月決算法人の消費税の中間申告(決算応当日まで) ● 令和2年度の高年齢雇用状況報告書・障害者雇用状況報告書の提出期限(今年度に限り8月末まで延長) ● 令和2年度の労働保険料の年度更新申告書の提出・納付期限(今年度に限り8月末まで延長)

★重要な方針の公表★



～契約に際して、押印をしなくても契約の効力に影響は生じない～

民間における押印慣行はテレワークの推進の障害の一つとされていますが、その見直しに向けた自律的な取組が進むよう、内閣府、法務省及び経済産業省がQ&Aを作成し、公表しました。そのポイントを確認しておきましょう。

Q. 契約書に押印をしなくても、法律違反にならないか。

A. 私法上、契約は当事者の意思の合致により、成立するものであり、書面の作成及びその書面への押印は、特段の定めがある場合を除き、必要な要件とはされていない。

特段の定めがある場合を除き、契約に当たり押印をしなくても、契約の効力に影響は生じない。

他のQ&Aから要点を拾うと、次のようなことが書かれています。
テレワーク推進の観点からは、必ずしも本人による押印を得ることにこだわらず、不要な押印を省略したり、「重要な文書だからハンコが必要」と考える場合であっても、押印以外の手段で代替したりすることが有意義であると考えられる。

行政手続では押印が必要となることがまだまだ多いですが、民間同士の契約においては必須ではないということが明確にされており、脱ハンコに動く企業が増えてくると予想されます。

ウィズコロナ時代の安全配慮義務

企業がコロナに関する対策を取らなかった場合、従業員が業務に起因してコロナに感染し、企業の労災補償責任の問題が生じる可能性が高まります。企業としては、従業員の安全確保の観点から、以下の対策を講じる必要があります。

企業としては、感染予防を図る（業務起因性が肯定されるリスクを下げる）ことが重要になるところ、例えば、オフィスの場合、経団連のガイドラインを参考にいわゆる「3蜜」防止に向け、可能な範囲で対策を講じるべきです。

●通勤及び勤務形態

①テレワーク（在宅やサテライトオフィスでの勤務）、②時差出勤、③ローテーション勤務（就労日や時間帯を複数に分けた勤務）、④変形労働時間制、⑤週休3日制など様々な勤務形態の検討を行い、通勤頻度および勤務中の従業員同士の接触頻度を減らすことが考えられます。

●職場設備

①マスク着用、②飛沫感染防止のため、座席配置などは広々と設置すること、③仕切りのない対面の座席配置は避け、可能な限り体格に配置すること、④横並びにするなど工夫する（その場合でも最低1メートル空けるなど）、⑤人と人が頻繁に対面する場合は、アクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮断すること、⑥手指消毒液の配置、⑦頻繁な換気、などが考えられます。

●会議

①できる限りオンライン会議で行う、②会う場合は、少人数とし、マスク着用、席配置は遠距離かつ非対面

●設備・器具

①トイレはふたを閉めてから流す、②個人用タオルの持参、③ドアノブ・電気スイッチ・手すり・電話・共有テーブル・椅子等は頻繁に洗浄・消毒

感染者が確認された場合には、保健所・医療機関の指示に従うことになります。

なお、「業種別ガイドラインについて」（令和2年8月6日更新）がホームページ等に公開されています。ぜひ参考にさせていただきます。

<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf>

*マイナンバーも安心！
弊所は電子申請でお手続きしています*

いきいきした会社づくりをお手伝いします

羽渕貴久子社会保険労務士事務所
社会保険労務士 羽渕貴久子
〒663-8234 西宮市津門住江町 8-16-815
TEL 0798-23-1553 / FAX 0798-23-1554
E-MAIL habuchi@sky.memail.jp
URL <http://ikiiki30.com/>

